

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成20年度末までに都道府県公害審査会等（以下、本章において「審査会等」という。）に係属した公害紛争事件は、1,206件である。これらのうち、終結しているのは、1,161件である（表2-3-1）。

平成20年度に審査会等が受け付けた事件は37件であり、これらに前年度から繰り越された47件を加えた計84件が20年度に係属した。このうち、39件が20年度中に終結し、残り45件は21年度に繰り越された（20年度に係属した84件の概要については付録2（126ページ）参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成20年度に受け付けた37件は、調停事件36件、義務履行勧告申出事件1件である（表2-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

平成20年度に受け付けた37件について都道府県別に見ると、千葉県、神奈川県、愛知県及び大阪府が各4件、青森県、東京都、京都府、徳島県及び鹿児島県が各2件、福島県、群馬県、埼玉県、富山県、福井県、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、熊本県及び沖縄県が各1件であり、20都府県において事件を受け付けている。

なお、平成20年度末までに審査会等に係属した事件について都道府県別に見ると、東京都の191件が最も多く、次いで大阪府が185件、愛知県が73件、千葉県が63件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表2-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成20年度に受け付けた調停事件36件について、環境基本法第2条第3項に定める公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下、「典型7公害」という。）の種類別に見ると、騒音に関するものが24件、振動に関するものが11件、土壌汚染及び悪臭に関するものが各10件、大気汚染に関するものが7件、水質汚濁に関するものが6件、地盤沈下に関するものが2件となっている（重複集計）。

平成20年度末までに審査会等に係属した事件について、申請人から主張されている典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.3種類で推移している（表2-3-3）。

また、近年、日照阻害、眺望阻害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

平成20年度に受け付けた調停事件36件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が33件、法人が3件となっている。また、個人が申請人となっているものについて、その人数別に見ると、10人未満のものが23件、10人以上100人未満のものが8件、100人以上のものが2件となっている（表2-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、感覚的・心理的被害を訴えるものが23件、健康被害を訴えるものが19件、財産被害を訴えるものが8件となっている（重複集計）（表2-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成20年度に受け付けた調停事件36件のうち、13件がおそれ公害事件となっている（表2-3-6）。

(3) 発生源の態様

平成20年度に受け付けた調停事件36件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが24件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが2件、両者が当事者となっているものが2件、その他が8件となっている（表2-3-7）。

次に、平成20年度に受け付けた調停事件36件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係及び建築・土木関係が各7件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）及び畜産関係が各2件、廃棄物・下水等処理関係及び製錬・採石関係が各1件、その他が16件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表2-3-8）。

(4) 請求事項

平成20年度に受け付けた調停事件36件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが19件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが6件、金銭支払を求めるものが5件、その他が6件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが9件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが8件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが4件、操業停止・移転を求めるものが2件、その他が2件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成20年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表2-3-9）。

表 2-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成											
元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
計	1,206	36	1,152	4	14	1,161	501	500	132	28	

(注) 1 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。
 2 昭和 45 年 11 月 1 日～49 年 10 月 31 日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和 56 年度受付件数欄のあっせん 1 件は、職権によるあっせんである。
 (資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-3-2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	13	東京都	191	滋賀県	30	香川県	10
青森県	6	神奈川県	55	京都府	37	愛媛県	5
岩手県	4	新潟県	9	大阪府	185	高知県	14
宮城県	17	富山県	6	兵庫県	40	福岡県	16
秋田県	9	石川県	11	奈良県	22	佐賀県	4
山形県	4	福井県	7	和歌山県	18	長崎県	10
福島県	6	山梨県	1	鳥取県	7	熊本県	29
茨城県	8	長野県	32	島根県	9	大分県	5
栃木県	10	岐阜県	12	岡山県	12	宮崎県	5
群馬県	27	静岡県	18	広島県	35	鹿児島県	7
埼玉県	56	愛知県	73	山口県	4	沖縄県	9
千葉県	63	三重県	52	徳島県	3	計	1,206

(注) 集計対象期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 3 - 3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(重複集計) (単位: 件)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1 件当 たりの 公害の 種類
		計〔重複 集計〕	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45~47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
計	1,192	2,344	463	256	122	768	432	63	240	2.0

(注) 昭和 45 年度~47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日~48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
計	1,192	1,118 (79)	311	397	192	52	133	33	74

(注) 1 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 3 - 5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(重複集計) (単位: 件)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計〔重複集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
計	1,192	1,687	435	339	33	43	832	5

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 3 - 6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数

(調停)

(単位：件)

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
計	1,152	360	792	31.3

(注) 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-3-7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団 体、公 団 等	民間企業と国、 地方公共団体、 公団等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
計	1,192	706	274	108	104

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-3-8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業
活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
計	1,192	329	160	148	169	28	24	334

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-3-9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合 計 ①+②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和											
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2
計	1,188	123	258	759	48	1,017	104	115	462	220	116

(注) 1 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

第2節 公害紛争の処理状況

1 処理状況

(1) 終結区分別件数

平成20年度中に審査会等において終結した39件（すべて調停事件）について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが15件、調停を打ち切ったものが17件、申請を取り下げたものが7件となっている（表2-3-1）。

(2) 合意の内容

平成20年度中に成立した調停事件15件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが9件、金銭を支払うことで合意したものが4件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが2件である。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が11件となっている（表2-3-10）。

(3) 処理に要した期間

平成20年度中に終結した39件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが3件、3か月を超え6か月以内に終結したものが6件、6か月を超え1年以内に終結したものが14件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが12件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが3件、2年を超えているものが1件となっており、9割以上が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.8か月となっている（表2-3-11）。

(4) 期日の開催回数

平成20年度中に終結した調停事件39件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが22件、5回から10回のが16件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均4.1回となっている。

平成20年度中に成立した調停事件15件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが3件、5回から10回のが11件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均6.5回となっている。

平成20年度中に打ち切りとなった調停事件17件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが14件、5回から10回のが3件となっており、1事件当たり平均2.7回となっている（表2-3-12）。

2 調停が成立した事件の例

平成20年度中に成立した調停事件15件のうち、発生源側である民間企業に対して、現在の被害の防止等を求めた事件及び発生源側である民間企業に対して、地方公共団体が土壌汚染の浄化対策を求めた事件の2件について、ひとつのモデルケースとして以下に紹介することとする。

(1) 愛知県平成18年（調）第5号事件

(申請の概要)

愛知県の住民7人から、平成18年12月、愛知県公害審査会に対して、水産物加工業を営む企業を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

被申請人は、

- ① 被申請人工場に確実な防臭措置を講じて悪臭を外気に放出しないこと。早期に解決ができない場合は工場を移転すること。
- ② 工場操業中でないと思われる日にもかかわらず臭気を発しているため、悪臭の原因を突き止め早期に解決すること。

(申請の理由)

申請人らは、被申請人工場から発生する悪臭により、洗濯物ににおいが付く等生活に支障を来し、また、来客等の際に不快感を与え営業活動にも悪影響を及ぼしている。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以来、現地調査及び9回の調停期日の手続を進めた結果、平成20年4月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、被申請人工場において水産物加工の作業（以下「本件作業」という。）を行っている間及び本件作業終了後においても、本件作業により生じた臭気を除去するため、同工場に設置されている脱臭装置（以下「本件脱臭装置」という。）を稼働させ、臭気の除去を行うものとする。
- ② 被申請人は、本件脱臭装置を定期的に点検し、洗浄液の充填及びpH測定を行うとともに、その槽の洗浄、充填物の洗浄及び交換時期における取替え等の維持管理を適切に行い、その脱臭能力を維持するものとする。
- ③ 被申請人は、本件作業を行う時間ほもとより、本件作業を行っていない時間においても、できる限り被申請人工場の南側出入口の開口部をシャッター又はのれんによりふさぎ、臭気が同工場から漏れることを防ぐものとする。
- ④ 被申請人は、被申請人工場について、引き続きコーキングを行うこと等により、その密閉性を高めるものとする。
- ⑤ 被申請人は、被申請人工場の排水設備の阻集器を定期的に清掃することにより、阻集器から悪臭を生じさせないようにするものとする。
- ⑥ 被申請人は、水産物を運搬する際には、水産物の運搬に使用する容器に蓋をすること等により、容器から汚汁が漏れることを防ぐものとする。
- ⑦ 被申請人は、水産物の運搬に使用する容器を被申請人工場その他の建物内に収納するものとする。
- ⑧ 被申請人は、3か月ごとに、ガス検知管を用いて、本件脱臭装置の出口における悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン及び硫化水素をいう。）の測定を行うものとする。
- ⑨ 被申請人は、本件作業を行った時間及び本件作業により加工した水産物の量を記録した操業記録簿を作成し、②の本件脱臭装置の定期点検の結果及び維持管理

の状況並びに⑧の測定の結果をそれに付記するものとする。被申請人は、申請人又はA市の職員が操業記録簿の閲覧を求めたときは、速やかに閲覧させるものとする。

- ⑩ 被申請人は、A市が必要があると認めるときに被申請人工場について臭気指数による悪臭測定を行うことを認め、その測定に必要な状況の設定に協力するものとする。被申請人は、A市が必要に応じて当該悪臭測定の結果を記録した書面を申請人に閲覧させることを認めるものとする。
- ⑪ 被申請人は、⑩の悪臭測定の結果が悪臭防止法第4条の規定に基づき愛知県知事が定める第1種地域の臭気指数に係る規制基準値を超えるときは、速やかに必要な改善措置を講ずるものとする。
- ⑫ 被申請人は、申請人から悪臭苦情があったときは、誠実に対応するものとする。
- ⑬ 申請人と被申請人は、良好な近隣関係の形成に努めるものとする。
- ⑭ 以上により、申請人と被申請人との間の本件紛争は、円満に解決されたものとする。

(2) 大阪府平成18年（調）第3号事件

(申請の概要)

大阪府のA市から、平成18年4月、大阪府公害審査会に対して、鉄道事業を営むB社を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

(請求事項)

被申請人は、被申請人がかつて使用していた鉄道事業の工場跡地（以下「本件土地」という。）について、土壤汚染対策法、同法施行令、同法施行規則及びその他の関係法令に規定する基準を満たす土壤汚染対策を実施すること。

(申請の理由)

被申請人は、本件土地を明治34年から昭和57年まで車両車庫及び車両工場として使用していた。申請人は、平成13年3月、売買契約により被申請人から本件土地の所有権移転を受けた。平成16年11月と平成17年9月に被申請人において行った土壤汚染調査の結果、土壤汚染対策法に規定する指定基準の最大約52倍の鉛が検出された。申請人は、平成8年11月から平成16年4月まで、本件土地を借地して消防署等仮設庁舎の用に供していたことはあったが、鉛を扱うことはなかった。

このことから、土壤汚染は本件土地を申請人において使用する以前から生じていたものと考えられ、汚染原因者は、本件土地の前所有者である被申請人であると考えられる。また、土壤汚染が明確になった場合には、汚染物質の除去措置の責任は売主にあるとの認識が定着しつつあることから、汚染除去措置の責任と費用負担は被申請人にあると考えられる。

(合意の内容)

調停委員会は、申請受付以来、9回の調停期日の手続を進め、公害紛争処理法第34条第1項の規定により次の内容の調停案の受諾勧告を行ったところ、当事者双方から指定期限内に調停案を受諾しない旨の申出がなかったため、平成20年4月、同条第3項の規定により調停が成立したものとみなされた。

- ① 当事者双方は、本件土地の土壤汚染に伴い必要となる対策工事費用等の金額

(消費税を含まない。)が下記(略)のとおりであることを確認する。

- ② A市は、土壤汚染調査費用及び飛散防止措置費用としてB社が既に負担した費用のうち、調査の際、旧消防署仮設庁舎等が存在したことにより余分に要した費用を負担する義務があることを認める。
- ③ A市は、暫定対策工事費用としてB社が既に負担した費用のうち、非汚染土部分に含まれていたコンクリート殻の処分等に要した費用を負担する義務があることを認める。
- ④ A市は、旧消防署仮設庁舎等の基礎、並びに暫定対策工事で施工したアスファルト舗装の撤去に要する費用を負担する義務があることを認める。
- ⑤ A市及びB社は、汚染土の撤去後に元の地盤高を回復するための埋め戻しに必要な費用について、双方がその2分の1を負担する義務があることを認める。
- ⑥ B社は、最終対策工事費用から、②から⑤までの規定によるA市の負担額合計を控除した金員及びこれに対する消費税相当の金員を、A市から書面による請求を受けた日から起算して10日以内に支払う。
- ⑦ A市及びB社は、本件土地の土壤汚染に関し、本調停条項に定めるほか、なんらの債権債務の存在しないことを確認する。
- ⑧ 本件調停費用は各自の負担とする。

表 2-3-10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合 計	金銭支払	金銭支払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合 計 ①+②	操業停 止・移転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善及び 計画の 変 更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
計	501	77	67	333	24	400	44	36	320

(注) 1 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 3 - 11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理 期間 年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か 月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年以内	2 年 を 超 え る	平 均 処 理 期 間
昭和								か月
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
計	1,161	114	180	341	238	95	193	15.8

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-3-12 平成 20 年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催回数別終結件数（調停）

（単位：件）

期日開催回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
終 結	39	3	8	11	9	5	2	1	4.1
成 立	15	0	0	3	4	5	2	1	6.5
打切り	17	0	8	6	3	0	0	0	2.7
取下げ	7	3	0	2	2	0	0	0	2.3

（資料）公害等調整委員会事務局